

(第一類 第七号)

第二回國會 厚生委員會議錄 第八号

昭和二十三年六月十二日(土曜日)

午後一時十二分開議

出席委員

委員長 山崎 岩男君

理事 有田 二郎君 田中 松月君

理事 武田 キヨ君 徳田 球一君

井上 知治君 近藤 鶴代君

村上 清治君 武藤運十郎君

師岡 榮一君 最上 英子君

野本 品吉君 松本 眞一君

齋藤 昂君 寺崎 覺君

榎原 亨君

出席國務大臣

厚生大臣 竹田 儀一君

國務大臣 野溝 勝君

出席府委員

厚生事務官 久下 勝次君

委員外の出席者

專門調査員 川井 章知君

六月十日

大麻取締法案(内閣提案)(第一一四号)

理容師法特例法(内閣送付)(予閣第七号)

性病予防法案(内閣送付)(予閣第八号)

予防接種法案(内閣送付)(予閣第九号)

同月十一日

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一三二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

薬事法案(内閣提出)(第八八号)

第一類第七号 厚生委員會議錄

第八号 昭和二十三年六月十二日

第一類第七号 厚生委員會議錄

大麻取締法案(内閣提出)(第一一四号)

性病予防法案(内閣送付)(予閣第八号)

予防接種法案(内閣送付)(予閣第九号)

医療制度に関する件

○山崎委員長 たいまより會議を開きます。

本日の議題であります薬事法案、麻

薬取締法案及び民生委員法案をしばらく後回しにいたしまして、日程を追加して、今回新たに本委員会に審査のために付託されました大麻取締法案、及び予防検査のために付託されました性病予防法案及び予防接種法案を議題としたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議がなければ、大麻取締法案、性病予防法案及び予防接種法案を一括議題に供します。まず審査に先立ちまして政府側より提案理由の説明を求めます。竹田國務大臣。

大麻取締法案

第一章 総則

第一条 この法律で「大麻」とは、大麻草(カンナビス、サテイバ、エル)及びその種子並びにそれらの製品をいう。但し、大麻草の成熟した茎及びその製品(樹脂を除く)並びに発芽不能の種子及びその製品を除く。

第二条 この法律で「大麻取扱者」とは、大麻栽培者及び大麻研究者をいう。

2 この法律で「大麻栽培者」とは、厚生大臣の免許を受けて、繊維若しくは種子を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。

3 この法律で「大麻研究者」とは、厚生大臣の免許を受けて、大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する者をいう。

第三条 大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない。

2 この法律の規定により大麻を所持することができる者は、大麻をその所持する目的以外の目的に使用してはならない。

第四条 何人も左に掲げる行爲をしてはならない。

一 大麻を輸入し、又は輸出すること

二 大麻から製造された医薬品を施用し、又は施用のため交付すること

第二章 免許

第五条 大麻取扱者にならうとする者は、省令の定めるところにより、厚生大臣の免許を受けなければならない。

2 左の各号の一に該当する者には、大麻取扱者免許を與えない。

一 麻薬又は大麻の中毒者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 禁治産者、准禁治産者又は未成年者

第六条 厚生省に大麻取扱者名簿を備え、大麻取扱者免許に関する事項を登録する。

2 前項の規定により登録すべき事項は、省令でこれを定める。

第七条 厚生大臣は、大麻取扱者免許を與えるときは、大麻取扱者名簿に登録し、大麻取扱者免許証を交付する。

2 前項の免許証は、これを譲り渡し、又は貸與してはならない。

第八条 大麻取扱者免許の有効期間は、免許の日からその年の十二月三十一日までとする。

第九条 第七条の規定により大麻取扱者名簿に登録される者は、左の區別に従つて登録手数料を國庫に納めなければならない。

大麻栽培者 六十円

大麻研究者 五十円

第十条 大麻取扱者は、免許の取消を受けようとするときは、省令の定めるところにより、厚生大臣に申請しなければならない。

三 禁治産者、准禁治産者又は未成年者

第六条 厚生省に大麻取扱者名簿を備え、大麻取扱者免許に関する事項を登録する。

2 前項の規定により登録すべき事項は、省令でこれを定める。

第七条 厚生大臣は、大麻取扱者免許を與えるときは、大麻取扱者名簿に登録し、大麻取扱者免許証を交付する。

2 前項の免許証は、これを譲り渡し、又は貸與してはならない。

第八条 大麻取扱者免許の有効期間は、免許の日からその年の十二月三十一日までとする。

第九条 第七条の規定により大麻取扱者名簿に登録される者は、左の區別に従つて登録手数料を國庫に納めなければならない。

大麻栽培者 六十円

大麻研究者 五十円

第十条 大麻取扱者は、免許の取消を受けようとするときは、省令の定めるところにより、厚生大臣に申請しなければならない。

2 大麻取扱者が死亡又は解散したときは、相続人(相続人のあることが明らかでないときは、相続財産の管理人。以下同じ)又は清算人は、省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

3 厚生大臣は、第一項の申請又は前項の届出があつたときは、大麻

取扱者名簿の登録をまつ消する。

4 大麻取扱者は、大麻取扱者免許が第十八條の規定により取り消され、その他その効力を失つたときは、大麻取扱者免許証を厚生大臣に返納しなければならない。

第十二條 前五條の定めものの外、大麻取扱者名簿の登録の変更、免許証の再交付又は返納その他大麻取扱者名簿及び大麻取扱者免許証に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

2 大麻取扱者名簿の登録の変更又は大麻取扱者免許証の再交付をするときは、登録の変更又は免許証の再交付を申請する者は、手数料として十円を國庫に納めなければならない。

第三章 大麻取扱者

第十二條 大麻取扱者が大麻を他の大麻取扱者に譲り渡し、又は他の大麻取扱者に譲り受け、又は他の大麻取扱者に譲り渡すときは、政府発行の譲受証又は譲渡証の用紙に必要事項を記載し、且つ、これに自己の印を押して相手方に交付しなければならない。

2 前項の規定により譲受証又は譲渡証の交付を受けた者は、二年間これを保存しなければならない。

第十三條 大麻取扱者は、大麻を大麻取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第十四條 大麻栽培者は、種子以外

の大麻をその栽培地外へ持ち出し

てはならない。但し、厚生大臣の

取扱者名簿の登録をまつ消する。

4 大麻取扱者は、大麻取扱者免許が第十八條の規定により取り消され、その他その効力を失つたときは、大麻取扱者免許証を厚生大臣に返納しなければならない。

第十二條 前五條の定めものの外、大麻取扱者名簿の登録の変更、免許証の再交付又は返納その他大麻取扱者名簿及び大麻取扱者免許証に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

2 大麻取扱者名簿の登録の変更又は大麻取扱者免許証の再交付をするときは、登録の変更又は免許証の再交付を申請する者は、手数料として十円を國庫に納めなければならない。

第三章 大麻取扱者

第十二條 大麻取扱者が大麻を他の大麻取扱者に譲り渡し、又は他の大麻取扱者に譲り受け、又は他の大麻取扱者に譲り渡すときは、政府発行の譲受証又は譲渡証の用紙に必要事項を記載し、且つ、これに自己の印を押して相手方に交付しなければならない。

2 前項の規定により譲受証又は譲渡証の交付を受けた者は、二年間これを保存しなければならない。

第十三條 大麻取扱者は、大麻を大麻取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第十四條 大麻栽培者は、種子以外

の大麻をその栽培地外へ持ち出し

てはならない。但し、厚生大臣の

取扱者名簿の登録をまつ消する。

許可を受けたときは、この限りでない。

第十五條 大麻栽培者は、帳簿を備え、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで、及び十月から十二月までの期間ごとに左に掲げる事項について記載し、且つ、これらの事項についてその期間満了後十日以内に厚生大臣に報告しなければならない。

一 期間末に所持した発芽可能な大麻草の種子の数量

二 期間末における栽培地の数、位置及び作付反別

三 その期間中における栽培地の最大数、位置及び最大作付反別

四 その期間中に採取した大麻草の成熟した茎の数量

五 その期間中に採取した大麻草の繊維の数量及びその種子の数量

六 その期間中に譲り受け、又は譲り渡した大麻草又はその種子の数量並びに譲受又は譲渡の年月日及び相手方

第十六條 大麻研究者は、大麻を他人に譲り渡してはならない。

第十七條 大麻研究者は、帳簿を備え、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで、及び十月から十二月までの期間ごとに左に掲げる事項について記載し、且つ、これらの事項についてその期間満了後十日以内に厚生大臣に報告しなければならない。

一 期間末に所持した大麻草及びその発芽可能な種子の数量

二 期間末における栽培地の数、位置及び作付反別

三 その期間中における栽培地の最大数、位置及び最大作付反別

四 その期間中に使用した大麻草又はその種子の数量

五 その期間中に譲り受けた大麻草又はその種子の数量並びに譲受の年月日及び相手方

第十八條 大麻取扱者がその業務に關し犯罪又は不正の行爲をしたときは、厚生大臣は大麻取扱者免許を取り消すことができる。

第十九條 厚生大臣又は都道府県知事は、大麻取締のため特に必要があると認めるときは、大麻取扱者に対し大麻の栽培、譲受、譲渡又は研究に關し必要な事項を命ずることが出来る。

第二十條 厚生大臣は、この法律の規定に違反して所持され、栽培され、輸入され、製造され、譲り受けられ、譲り渡され、施用され、施用のため交付され、又は研究のため使用された大麻について必要な処分をすることが出来る。

第二十一條 厚生大臣は、法令の規定により没収された大麻について前項の処分をなすには、大蔵大臣及び農林大臣と協議しなければならない。

第二十二條 厚生大臣又は都道府県知事は、大麻取締のため特に必要があるときは、当該官吏又は吏員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻に關係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最小分量に限り大麻を無償で収去させることができる。

2 当該官吏又は吏員が前項の規定により立入検査又は収去をする場合には、その身分を証明する証票を携帯し、關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第五章 雜則

第二十二條 大麻草の栽培区域及び栽培面積は、厚生大臣及び農林大臣がこれを定める。

第二十三條 この法律に定めるものを除き、この法律を施行するため必要な事項は、省令でこれを定める。

第六章 罰則

第二十四條 第三條第一項若しくは第二項、第四條、第十三條、第十四條又は第十六條の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2 前項の刑は、情状によりこれを併科することができる。

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項又は第十二條第二項の規定に違反した者

二 第十二條第一項の規定による譲受証又は譲渡証に必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をなし、又はこれを相手方に交付しなかつた者

三 第十五條又は第十七條の規定による帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

四 第十五條又は第十七條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

2 前項の刑は、情状によりこれを併科することができる。

第二十六條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第十條第二項の規定による届出をしなかつた者

二 第十條第四項の規定に違反した者

三 第十九條の規定による命令に従わなかつた者

四 第二十條第一項の規定による処分又は第二十一條第一項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第二十四條から前條までの違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金を科す。

附則

第二十八條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二十九條 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基き大麻取締規則(昭和二十二年農林省令第十号)は、これを廃止する。

第三十條 この法律施行の際現に大麻取扱規則の規定により大麻取扱者の免許を受けている者は、これをこの法律の規定により大麻取扱者免許を受けた者とみなす。

第三十一條 大麻取締規則の規定による大麻取扱者免許証は、これをこの法律の規定による大麻取扱者免許証とみなす。

第三十二條 大麻取締規則第二十一條第一項の規定による用紙は、これをこの法律の規定による譲受証又は譲渡証とみなす。

第三十三條 この法律施行前になした違反行爲の罰則の適用については、なお従前の例による。

性病予病法案

第一章 總則

第一條 この法律は、性病が國民の健康な心身を侵し、その子孫にまで害を及ぼすことを防止するため、その徹底的な治療及び予防を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄與することを目的とする。

第二條 國及び地方公共団体は、常に、性病の徹底的な治療及び予防につとめるとともに、性病の治療及び予防に關する知識の普及を図らなければならない。

第三條 何人も、性病にかからないようにつとめるとともに、性病にかかつたときは、速やかに医師の治療を受けなければならない。

第四條 医師は、前二條に規定する國及び地方公共団体並びに個人の責務の達成に協力し、性病の治療及び予防につとめなければならない。

第五條 この法律で「性病」とは、梅毒、りん病、軟性下かん及びびいりんば内芽しゅ症をいう。

2 この法律で「保護者」とは、親權を行う者又は後見人をいう。

第六條 医師が、性病にかかつていると診断したときは、省令の定めるところにより、その性病にかかつている者(以下患者とす)を、

これをこの法律の規定による譲受証又は譲渡証とみなす。

第三十三條 この法律施行前になした違反行爲の罰則の適用については、なお従前の例による。

性病予病法案

第一章 總則

第一條 この法律は、性病が國民の健康な心身を侵し、その子孫にまで害を及ぼすことを防止するため、その徹底的な治療及び予防を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄與することを目的とする。

第二條 國及び地方公共団体は、常に、性病の徹底的な治療及び予防につとめるとともに、性病の治療及び予防に關する知識の普及を図らなければならない。

第三條 何人も、性病にかからないようにつとめるとともに、性病にかかつたときは、速やかに医師の治療を受けなければならない。

第四條 医師は、前二條に規定する國及び地方公共団体並びに個人の責務の達成に協力し、性病の治療及び予防につとめなければならない。

第五條 この法律で「性病」とは、梅毒、りん病、軟性下かん及びびいりんば内芽しゅ症をいう。

2 この法律で「保護者」とは、親權を行う者又は後見人をいう。

第六條 医師が、性病にかかつていると診断したときは、省令の定めるところにより、その性病にかかつている者(以下患者とす)を、

これをこの法律の規定による譲受証又は譲渡証とみなす。

第三十三條 この法律施行前になした違反行爲の罰則の適用については、なお従前の例による。

性病予病法案

第一章 總則

第一條 この法律は、性病が國民の健康な心身を侵し、その子孫にまで害を及ぼすことを防止するため、その徹底的な治療及び予防を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄與することを目的とする。

第二條 國及び地方公共団体は、常に、性病の徹底的な治療及び予防につとめるとともに、性病の治療及び予防に關する知識の普及を図らなければならない。

第三條 何人も、性病にかからないようにつとめるとともに、性病にかかつたときは、速やかに医師の治療を受けなければならない。

第四條 医師は、前二條に規定する國及び地方公共団体並びに個人の責務の達成に協力し、性病の治療及び予防につとめなければならない。

第五條 この法律で「性病」とは、梅毒、りん病、軟性下かん及びびいりんば内芽しゅ症をいう。

第六條 医師が、性病にかかつていると診断したときは、省令の定めるところにより、その性病にかかつている者(以下患者とす)を、

はその保護者に対し、性病の治療に關し必要な事項及び性病の傳染の防止の方法を指示し、その患者の氏名及び居住の場所並びにその患者に病毒をうつしたと認められる者及びその患者が病毒をうつす虞がある行為をした者その他省令で定める事項を質問し、二十四時間以内、文書をもつて、患者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、必要な事項を都道府府知事に届け出なければならぬ。

第七條 醫師は、性病にかかつていると診断した患者又はその診療している患者が、前條の規定による指示に従わないとき、又は他の医師の治療を受けている旨の証明書を提出しないのでその治療を受けなければならないときは、文書をもつて、患者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、その旨を都道府府知事に届け出なければならない。患者が、治ゆし、若しくは死亡し、又はその居住の場所を変更したときも同様である。

2 患者が居住の場所を変更したときは、その患者又はその保護者は、診療を受けている医師に対し、その旨を告げなければならない。

第三章 健康診断
第八條 婚姻をしようとする者は、あらかじめ、相互に、性病にかかつているかどうかに関する医師の診断書と交換するようにつとめなければならない。

第九條 妊娠した者は、性病にかかつているかどうかについて、医師の健康診断を受けるようにつとめなければならない。

第一類第七号 厚生委員会議録 第八号 昭和二十三年六月十二日

第十條 都道府府知事は、第六條の規定による届出に基き、性病にかかつていると疑うに足る正当な理由のある者に対して、性病にかかつているかどうかに関する医師の健康診断を受くべきことを命ずることができる。但し、現に、医師の治療を受けている旨の証明書を提出した者に対しては、この限りでない。

第十一條 都道府府知事は、正当な理由により賣心常習の疑の著しい者に対して、性病にかかつているかどうかについて医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該官吏に健康診断をさせることができる。

第十二條 都道府府知事は、性病のまん延が著しい場合において、その治療及び予防のため、性病にかかつていると認めるに足る正当な理由のある者に対し、省令の定めるところにより、厚生大臣の承認を受け、健康診断の方法、その他必要な事項を指定して、医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該官吏に健康診断をさせることができる。

第十三條 医師が第十條又は第十一條の規定による健康診断をするに当つては、命令で定める方法による病毒の検査を行わなければならない。

第十四條 都道府府知事は、性病の治療及び予防上必要があると認めるときは、患者又はその保護者に対し、その患者が性病の治療に關

し現に講じている措置について報告を求めることができる。
2 現に医師の治療を受けている患者について、前項の規定による報告を求められた場合においては、その報告を求められた者は、現に医師の治療を受けている旨の証明書を同項の規定による報告書に添付しなければならない。

第十五條 都道府府知事は、必要があると認めるときは、現に医師の治療を受けていない患者又はその保護者に対し、医師の治療を受け、又は受けさせるべきことを命ずることができる。

2 都道府府知事は、性病の徹底的な治療及び予防を行うため、特に必要があると認めるときは、患者又はその保護者に対し、その患者の病毒が傳染する虞がなくなるまで病院又は診療所に入院し、若しくは入所し又は入院させ、若しくは入所させることを命ずることができる。

3 都道府府知事は、前二項の規定により、治療又は入院若しくは入所を命ぜられた患者及びその扶養義務者が、経済的理由により、治療費又は入院費若しくは入所費の全部又は一部を負担することができないときは、省令の定めるところにより、その費用の全部又は一部を代つて負担する措置をとらなければならない。

第十六條 都道府府知事は、省令の定めるところにより、性病の診療を行うために、病院又は診療所を設置しなければならない。

第十七條 市町村(特別区を含む。以下同じ)は、省令の定めるところにより、病院又は診療所を設置することができる。

第十八條 市町村の設置する病院若しくは診療所又は市町村の代用病院若しくは代用診療所に要する費用は、その市町村がこれを支弁する。

第十九條 國庫は、第十七條各号及び前條の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第二十條 國庫は、都道府府知事の診療及び予防に関する知識の普及のために支出する費用に対して、政令の定めるところにより、予算の範囲内においてその二分の一以内を補助する。

第二十一條 都道府府知事は、政令の定めるところにより、左に掲げる費用を、期限を指定して、本人及びその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、市町村長において、本人及びその扶養義務者が経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その費用の全部又は一部については、この限りでない。

第七章 補助
第二十二條 都道府府知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該官吏をして、患者又は性病にかかつていると疑うに足る正当な理由のある者の住所若しくは居所又はその従業者の場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

第二十三條 当該官吏が第十一條若しくは第十二條の規定により健康診断をなし、又は前條の規定に依

及びその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、都道府府知事において、本人及びその扶養義務者が、経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その費用の全部又は一部については、この限りでない。

一 第一條及び第十一條の健康診断に要する費用
二 都道府府知事の設置する病院若しくは診療所又は都道府府知事の代用病院若しくは代用診療所に要する費用
三 市町村長は、政令の定めるところにより、市町村の設置する病院若しくは診療所又は市町村の代用病院若しくは代用診療所における診療に要する費用を、期限を指定して、本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、市町村長において、本人及びその扶養義務者が経済的理由により、その費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その費用の全部又は一部については、この限りでない。

り立入調査若しくは質問をする場合に、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

第二十四條 この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により、都道府県知事又は市町村長のなす処分不服のある者は、行政廳に訴願することができる。

第二十五條 第十條から第十二條までの規定による都道府県知事の命令を受け、又は健康診断を実施されようとした者は、その処分が違法であると主張するときは、裁判所にその処分の取消の訴を提起することができる。

2 前項の訴が提起されたときは、都道府県知事は、その判決が確定するに至るまで、当該吏員にその健康診断を行わせてはならない。

3 都道府県知事は、第十條から第十二條までの規定による処分をするときは、その処分を受ける者に対して、第一項の規定による訴を提起することができる旨を告げ、又は当該吏員をして告げさせなければならない。

第八章 罰則

第二十六條 傳染の虞がある性病にかかつている者が、賣いんをしたときは、これを二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七條 賣いんのあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その賣いんをする者につき、その者が傳染の虞がある性病にかかつていることを知つていたときは、これを三年以下の懲役又は二万円

以下の罰金に処する。
2 賣いんのあつ旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その賣いんをする者につき、その者が傳染の虞がある性病にかかつていることを、過失によつて知らなかつたときも、また同様である。

第二十八條 傳染の虞がある性病にかかつている者が、性交、授乳その他病毒を感染させる虞が著しい行爲をしたときは、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴を待つてこれを論ずる。

第二十九條 医師が、性病にかかつていのかどうかに関する健康診断又は性病の治療に際して知得した人の秘密を、正当の理由なく漏らしたときは、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

2 第十一條の規定により健康診断をした当該吏員その他性病予防の事務に従事した公務員又はこれらの職にあつた者が、その職務執行に關して知得した人の秘密を正当の理由なく漏らしたときも、また前項と同様である。

第三十條 第六條の規定による医師の質問に対し、虚偽の答弁をした者は、これを六月以下の懲役又は二千元以下の罰金に処する。

第三十一條 正当の理由なく、第二十二條の規定による当該吏員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して虚偽の答弁をした者は、これを五千元以下の罰金に処する。

第三十二條 左の各号の一に該当する者は、これを三千元以下の罰金に処する。
一 第六條の規定による指示若しくは届出をしなかつた者、又は第七條第一項の規定による届出をしなかつた者、
二 第七條第二項の規定に違反した者、
三 第十條又は第十五條第一項若しくは第二項の命令に違反した者、
四 第十一條の規定による命令に違反した者、又は同條若しくは第十二條の規定による健康診断を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、
五 第十四條第一項の規定による報告をしなかつた者

附則
第三十三條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第三十四條 花柳病予防法(昭和二年法律第四十八号)及び花柳病予防法特例(昭和二十年厚生省令第四十五号)は、これを廃止する。

第三十五條 花柳病予防法第二條第一項の規定により設置された診療所及び同法第四條の規定による代用診療所、この法律施行の際現に存するものは、これを第十六條の規定による病院又は診療所及び代用病院又は代用診療所とみなす。

第三十六條 この法律施行前になした花柳病予防法又は花柳病予防法特例の違反行爲の処罰については、なお従前の例による。

予防接種法案
第一章 總則
第一條 この法律は、傳染の虞がある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄與することを目的とする。

第二條 この法律で「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されている免疫原を、人体に注射し、又は接種することをいう。

2 この法律の定めるところにより、予防接種を行う疾病は、左に掲げるものとする。
一 痘そう
二 ジフテリア
三 腸チフス
四 パラチフス
五 百日せき
六 結核
七 発しんチフス
八 コレラ
九 ベスト
十 しょう紅熱
十一 インフルエンザ
十二 ワイル病

3 この法律で「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

第三條 何人も、この法律に定める予防接種を受けなければならない。

2 十六才に満たない者及び禁治産者については、前項の規定にかかわらず、その保護者において、その者に予防接種を受けさせるため必要な措置を講じなければならない。

第四條 左に掲げる者は、十六才に満たない児童、生徒その他これらに準ずる者、禁治産者又は十六才に満たない者寄つての保護者が、前條第二項の義務を履行してない場合には、その保護者に対し、同項の義務を履行すべき旨を指示しなければならない。

一 乳兒院、保育所その他の児童福祉施設の長
二 学校、病院その他これらに準ずる施設の長
三 雇用の目的をもつて人を寄つてさせる者

2 前項各号に掲げる者は、同項に規定する児童、生徒その他の者に、予防接種を受けさせることができる。

第五條 市町村長(東京都の区に存する区域にあつては保健所長とする)は、この法律の定めるところにより、保健所長(東京都の区に存する区域の保健所及び保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一條の規定に基く政令で定める市にあつては、道府県知事)の指示を受け、定期の予防接種を行わなければならない。

第六條 都道府県知事は、疾病のまん延予防上必要があると認めるときは、予防接種を受けるべき者の範囲及び期日を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行わせることができる。

2 厚生大臣は、必要があると認めるときは、前項の予防接種を、都道府県知事に行わせることができる。

第九條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第二章 実施方法

第七條 市町村長は、予防接種を受ける定期にある者の予防接種を受ける期日を指定しなければならない。

第八條 市町村長は、前條の規定により指定した期日に予防接種を受けないか、又はこれを受けた証拠の不明な者があるときは、さらに期日を指定して、又は直ちに、予防接種を行わなければならない。

第九條 疾病その他の事故のため、指定期日に予防接種を受けることのできなかつた者又はその保護者は、その指定期日後七日以内にその事由を添え、市町村長に猶予を申請することができる。

第十條 痘そりの予防接種（以下種痘という）は、左に掲げる定期においてこれを行う。但し、痘そりにかかつている者又はかかつてたところのある者については、保健所長の証明書により、これを免除することができる。

一 生後二月から生後十二月に至る期間

二 小学校入学前六月以内

三 小学校卒業前六月以内

四 定期の種痘を受けた者又はその保護者は、前項の規定による検診又は第六項の規定による医師の検診を受け、又は受けさせなければならない。

五 前條第一項及び第二項の規定は、第四項の検診に、これを準用する。

六 医師は、定期の種痘を受けた者を検診したときは、種痘証を交付しなければならない。

七 前項の場合において、種痘証の交付を受けた者又はその保護者若しくは第四條第一項各号に掲げる者は、十日以内に市町村長にその旨を届け出なければならない。

八 第四項又は第六項の検診の結果、免役の効果が得られなかつたと判定された場合には、その後直ちにさらに一回種痘を受けなければならない。

九 生後三月から生後六月に至る期間

一 生後三月から生後六月に至る期間

二 前号の定期の予防接種後満六十才に至るまでの間において毎年

三 陽チフス又はパラチフスの予防接種を行うときは、あらかじめその予防接種に対する禁忌徴候の有無について健康診断を行わなければならない。禁忌徴候があると診断したときは、その者に対して予防接種を行つてはならない。

第十條 百日せきの予防接種は、左に掲げる定期においてこれを行う。但し、百日せきにかかつている者又はかかつてたところのある者については、保健所長の証明書により、これを免除することができる。

一 生後三月から生後六月に至る期間

二 前号の定期の予防接種後十二月から十八月に至る期間

三 結核の予防接種は、左に掲げる定期においてこれを行う。但し、結核にかかつているか、又はツベルクリン反応が陽性の者で省令で定めるものについては、保健所長の証明書により、これを免除することができる。

一 生後六月以内

二 前号の定期の予防接種後満三十才に至るまでの間において毎年

三 この法律の定めるところにより、結核の予防接種を行うときは、あらかじめツベルクリン反応検査を行わなければならない。

第十五條 この法律で定めるものの外、予防接種の実施方法に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

第三章 証明書及び記録

第十六條 市町村長は、第十條から第十四條までの規定により定期の予防接種を受けた者に対して、省令の定めるところにより、定期の予防接種済証を交付しなければならない。

第十七條 都道府県知事又は市町村長は、第六條の規定により臨時の予防接種を受けようとする者に対して、省令の定めるところにより、臨時の予防接種済証を交付しなければならない。

第十八條 保健所長は、痘そり、百日せき、陽チフス若しくはパラチフスにかかつている者若しくはかかつてたところのある者又は結核にかかつているか、若しくはツベルクリン反応が陽性の者で省令で定めるものに対して、その者を診療した医師の届出により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第十九條 市町村長（第六條の規定による予防接種については、都道府県知事又は市町村長）は、省令の定めるところにより、この法律の規定により行つたすべての予防接種に關する記録を作成し、且つ、これを保存しなければならない。

第二十條 この法律の定めるところにより、予防接種を行うため必要な経費は、市町村（第六號の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）の支弁とする。

第二十一條 都道府県は、政令の定めるところにより、前條の規定により市町村の支弁する額の三分の二を負担しなければならない。

第二十二條 國庫は、政令の定めるところにより、第二十一條の規定により都道府県の支弁する額及び前條の規定により都道府県の負担する額の二分の一を負担する。

第二十三條 市町村長は、この法律の定めるところにより、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収しなければならない。但し、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるとき及び第六條の規定による予防接種を行うときはこの限りでない。

第二十四條 東京都の区に存する区域にあつては、第二十條から第二十二條までの規定にかかわらず、予防接種を行うため必要な経費は、東京都の支弁とし、國庫はその額の二分の一を負担する。

2 前項の場合において実費の徴収については、前條の規定を準用する。この場合において同條中「市町村長」とあるのは、これを「東京都知事」と読み替へるものとす。

第二十五條 この法律の定めるところにより、予防接種を行うべき市町村が、これを行わないか、若しくは行つても十分でないか認めるとき又は必要の期間内に行つたことができないと認めるときは、都道府県知事は、予防接種を行い、その費用を市町村に支弁させることができる。

第五章 罰則

第二十六條 左の各号の一に該当する者は、これを三千元以下の罰金とする。

一 第三條第二項若しくは第二項又は第四條第一項の規定に違反した者

二 第十條第四項の規定に違反した者

附則

第二十八條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。但し、第十三條及び第十四條の規定施行の期日は、昭和二十四年六月三十日までの間において、各規定につき政令でこれを定める。

第二十九條 この法律施行の際、生後三十六月以上の者で、腸チフス又はパラチフスの予防接種を受けたことのある者は、第十二條第一

項第一号の予防接種を受けた者とみなす。

2 この法律施行の際、生後四十八月から六十才に至るまでの者で、腸チフス又はパラチフスの予防接種を受けたことのない者は、省令の定めるところにより、腸チフス又はパラチフスの予防接種を受けなければならない。

3 前項の予防接種を受けた者については第一項の規定を準用する。

第三十條 第十三條施行の際、生後六月から生後二十四月に至るまでの者は、省令の定めるところにより、百日せきの予防接種を受けなければならない。

2 前項の予防接種を受けた者は、第十三條第一号の予防接種を受けた者とみなす。

第三十一條 第十四條施行の際、生後六月以上の者で結核の予防接種を受けたことのある者は、同條第一項第一号の予防接種を受けた者とみなす。

2 第十四條施行の際、生後六月から三十才に至る迄の者で結核の予防接種を受けたことのない者は、省令の定めるところにより、結核の予防接種を受けなければならない。

3 前項の予防接種を受けた者については第一項を準用する。

第三十二條 種痘法(明治四十二年法律第三十五号)は、これを廃止する。但し、この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この法律施行前種痘法第一條の規定により行つた第一期種痘は、

これを第十條第一項第一号の規定により行つたものとみなす。

3 この法律施行の際、小学校に入学している者で、種痘法第一條の規定による第二期種痘を受けていない者に対して、市町村長は、期日を指定して種痘を行わなければならない。

第三十三條 傳染病予防法(明治三十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第二号中「市町村ニ於テ施行スル清潔方法、消毒方法及種痘ニ要スル諸費」を「市町村ニ於テ施行スル清潔方法及消毒方法ニ要スル諸費」に改める。

○竹田國壽大臣 たい、議題となりました大麻取締法案について御説明いたします。

大麻草に含まれている樹脂等は麻薬と同様な毒をもつているので、従来は麻薬として取締つてまいつたのであります。大麻草を栽培している者は大抵が農業に従事しているものでありまして、今回提出されていまして麻薬取締法案の取締の対象たる医師、歯科医師、薬剤師等は、職業の分野がはなはだしく異つています。別個な法律を制定いたしました。これが取締の完畢を期する所存であり、本法案を提出する理由と相なつております。本法案の構成といたしましては、総則、免許、大麻取扱者、監督、難則、罰則の六章及び附則からなつておるのであります。全條文は二十三條であります。

次にこの法案の骨子といたしまするところを説明いたします。まず、大麻

の不正取引及び不正使用を防ぐため、大麻を取扱う者はこれを免許制とし、この免許を受けた者以外の者は、大麻を取扱うことを禁止してあるのであります。

次に大麻の取引を要式行為とし、また大麻取扱者に記帳義務及び報告義務を課して大麻の移動の責任を明らかにしたのであります。勅令第五百四十二号に基く大麻取締規則を廃止したのであります。

以上大麻取締法案の骨子につき、大要の御説明を申し上げたのであります。が、何とぞ御審議の上速やかに可決せられんことを切望いたします。

次に性病予防法案の提案理由を説明いたしたいと思います。

わが國における性病の蔓延状態は戦前すでに憂慮すべきものがあつたのであります。戦時中より戦後にかけての社会的混乱は、性道德の紊乱というおもしろからざる風潮を生じ、加ふるに急激な経済的變動のために、徳義心が忘却されがちとなりつつあることは、性病予防上まことに憂うべき状態と申さねばなりません。

政府は終戦後ただちに花柳病予防法特別を制定し、業態者に対しては一層嚴格なる規定を加え、かつ一般患者に対しても医師の届出、治療の勵行等を規定して性病予防の措置を講じたのであります。しかしながらその後公憤は廃止せられまして、文化國家としてわが國は一進歩を画したのであります。

が、これに伴ひまして従來の法律が、その主たる対象といたしました業態者なる概念はこれを二斷するの必要を生じ、ここに性病予防についての根本的対策の確立と、徹底的実施とが要望せ

らるるに至つたわけでありませう。政府といたしまして、この間の事情に對処して性病の徹底的な予防及び治療を行い、公衆衛生の増進及び向上をはかり、健全なる國家建設の必要を痛感いたしましたので、廣く諸外國の立法例を参考とし、従來の花柳病予防法及び特別を綜合致しまして、この法案を提案するに至つた次第であります。

次にこの法案の内容の大体を申し上げますと、第一に、性病の徹底的な治療及び予防は、國及び地方公共團體並びに個人の義務とし、これに医師の協力義務を併せ規定してあります。

第二は、性病の取扱につきましては、急性傳染病とは同様の取扱として、医師の届出制度をとり、治療も都道府県知事の監督下に、医師及び患者に徹底的治療を義務づけ、必要に應じましては患者に對し強制入院させる措置を講じ得るよう規定したのであります。

第三に、従ひまして感染原の発見追求を行う規定を設け、患者についてたれから病氣をもらつたか、たれにうつしたかといういわゆる接觸者調査を行ひ得ることとしたのであります。

第四に、性病の對象範圍の拡大に伴ひまして、業態者の定期の健康診断を廃止しましたが、實際常習の疑の著しい者に対しては、強制健康診断を命じ得ることを規定し、公憤廃止後憂慮せられていたこの方面の性病傳播を防止することが出来るようにいたしました。

第五は、都道府県知事は性病蔓延の著しい場合においては、その治療及び予防のため特に必要があると認めるときには、強力な予防措置を講ずること

は嚴重に調査しますと五千ぐらいの無
医村があると思ひます。かういふ五千
もの無医村があるという場合におい
て、公的医療機関の普及徹底というこ
とは、最も必要なことであると思ひま
す。そういう見地から医療法というも
のをただいま閣議に提出いたしてあり
まして、ぜひその公的医療機関に対し
ては、約半額ぐらいの國庫補助をする
のがあたりまへたという建前で、閣議
で私は主張いたしておるのであります
が、不幸にして財政当局と意見の対立
を見まして、まだ閣議決定に至つてお
らぬのをまことに残念に思ひます。外
國の例を見ますと、公的医療機関な
どの方が國庫の補助を受けまして出発
をいたし、教育機関などの補助が二の
次になつておるのであります。主とし
て教育機関などは私学に任じてありま
して、公的医療機関の補助の方が先
になつておるのであります。日本はど
ういふことでありませうか、学校教育の
補助が先になりまして、公的医療機関
に対する補助が後回しになつておりま
すことは、あらゆる観点から見まし
て、私は間違つておると思ひるのであり
ます。公的医療機関に対する補助の件
は、數回にわたつて大藏當局と交渉し
たしまして、財政的に余地がなくて予
算の上に見積ることができぬのであれ
ば、せめてプリンスブルだけでもこの
第二次國會までに決定しておきたいと
思つて、ただいま交渉中であります。
事務的折衝を進めておきまして、多少
歩み寄りができたといふことを聞いて
おりますので、せめてプリンスブルだ
けでもきめまして、補助の時期、補助
の額等については、また適当に大藏當
局と折衝をあとに残しましてでも、プ

リンシブルだけは決定いたしましたして、
本國會に間に合うように提出して、御
審議を願わしたいと存じております。
御質問の御趣旨につきましては全面的
に同感でありまして、御趣旨に副うて
いきなさいと存じております。
○徳田委員 大分いい御答弁をくださ
いまして、安心には至らぬけれども、
今後の御努力に待つことにお願いいた
しますが、この薬事法につきまして、
もつとわれ／＼はこまかく質問してい
かなければならぬと思ひますので、
各條項にわたつたりましてやりたいので
すが、しかしこまかきものは全部抜きま
して、最も大きいのはかりひとつやつ
ていきなさいと思ひます。
第一は薬事委員会のことでありませ
うが、薬事委員会というものは、この法令
によりまして、全体といたしましてこ
の法令を執行する大きな役目をもつ
てはなれないか、この決定いかんで薬事
法の運用が非常に曲げられる可能性が
あるのであります。と申しますのはこ
の薬事法案には厚生大臣の指名によつ
てこの委員がつくられるといふことにな
つておる。もつともこれには学識経
験とかいろいろあるようでありませう
けれども、やはりここに重大な問題があ
るのには、これまで政府が任命いたしま
した委員というものは、大體大資本家
及びこの大資本家とくつづいておる連
中の方が多くいんです。またこれに動か
されやすいんです。任命でありますか
らどうしても動かされやすい。これが
選挙母体があつて、たとえば労働組合
だとか、農民組合だとか、健康保険組
合の推薦とかいふことで、これから選
出するといふふうなものになります
と、この選出母体が責任をもちます

めに、悪い事はできぬ。またほかから
買収されればすくばれますので、買収
されては困るじやないかと言ふことが
すぐできますが、これが任命制になつ
ておりますと、どうしてもそれができ
ぬ。実は私も中央労働委員会に一年ば
かりおりましたが、この中央労働委員
でさえ、相當買収される危険があるん
です。労働者側委員の方にも買収され
る危険がある。共産党はまだ買収にも
來せんけれども、また來たつて問題
になりませんから來せんが、中立委
員なんかになると、これは相當に來る
ものと見なければならぬ。來る可能性
が相當ある。この薬事法の委員の選出
でもさうです。しかしこの薬事委員会
の委員になりますと、任命であります
から、殊に昔から薬は九層倍もかかる
のでありますから、この薬事委員会の
決定いかんによつて、製薬する人が曲
ると、医療の方面も曲るし、非常に大
きな關係をもつ。殊に現在重大な問題
になつておりますのは、日本における
製薬業者が非常に独占的である。大き
な会社がある。これは名前を一々上げ
るとよくないかもしれませんが、厚生
大臣はおわかりであるだらうと思ひ
ますが、大阪を根拠とする製薬の一つの財
閥みたいなもの、また東京に本店を置
く相當大きな財閥的存在のものが、こ
の委員会を直接、間接に握るといふこ
とになりますと、非常に弊害が生ず
る。従つてどうしてもこの薬事委員会
といふものは、大衆的なものになしな
ければならぬ。どうしても大衆の選挙
によらなければならぬ。たとえは
医者さんの方面ならお医者さんの團體
の選挙によらなければならぬ。それ
から薬剤師の方面のエキスパートは、

やはり薬剤師の団体とか組合の個々の
選出でなければいかぬ。そのほか健康
保険に非常に大きな關係がありませ
うので、健康保険組合という大きな団体
があるのだから、そういう方面からも
選出を必要とする。その他労働組合及
び農民組合においてこの選出は非常に
必要である。野溝君も御來席ください
ましたので、特に申し上げますけれど
も、農村では現在医者がいないために
困つておるので、どうしても治療のた
めの組合をこしらへなければならぬ
。医療組合をせひこしらへて、その
医療組合でお医者さんを迎え、薬剤師
を迎える必要がある。野溝君もよく知
つておると思ひますけれども、さうい
う医療組合が今できつたつある。だから
農民組合が實際にやつておるこの医療
組合の団体からの選出はどうしても必
要である。それから最近では皆生活協同
組合とか、農業協同組合といふものが
できておりました。この医療問題には
非常に關心をもつております。だから
その方面からどうしても代表者を選
ばなければならぬと思ひます。さうい
う選制度に變更してもらわなければなら
ない。こういう任命組織ではどうしても
いかぬ。この委員を各団体からの選挙
組織にしてみたい。さういふふう
に思ひますが、厚生大臣及び野溝國務
大臣は、さういふことに関してどうい
う御意見であるか伺ひたいのであり
ます。

○竹田國務大臣 たいま徳田さんか
ら薬事委員会の委員を公選したらど
うかという御意見があつたようであり
ますが、公選といふことでも、どうい
う区域で、どう公選するのか、御意見
を承らぬとちよつとむずかしいのであ

ります。今この程度は私の任命とい
うことで御賛成を願ひたい。私の任命
といふことに相なりますれば、たい
ま徳田さんの仰せの趣旨を十分くみ入
れまして、薬事労働組合等からも委員
をもちろんと出さすつもりでありますし、
またあなたが御指摘になりました健康
保険組合の代表者、農民組合の医療機
関もあるようですから、さういふ方面
の代表者ももちろんと取入れること
にしたいと思ひます。ただ薬事委員会
は、その性格が専門的、技術的な研
究、審議の機関でありますから、製薬
技術者、特にその方面の専門家でない
と思ひますので、一般の消費者代表は
少しくあいが悪いのではないかと思
うのであります。さういふ専門機関で
ありますから、さういふ見地に立ちま
して、徳田さんの御指摘の薬業労働組
合、健康保険組合、農民組合の医療機
関、さういふ方面からは公平に適當な
人を任命いたしまして、あなたが御指
摘になりました趣旨に副ひたいと思
ひますから、さういふことで御了承を
いただければ非常に仕合せだと思ひ
ます。

○徳田委員 この委員会のことにつ
きまして、今厚生大臣は専門的と申され
ましたけれども、どうも専門的ばかり
ではない、さういふ思われるのであり
ます。むしろ専門のことでもやらなければ
いかぬが、たとえば薬剤師の國家試験
を執行し、新医薬品その他薬事に関し
て、さういふことを行います。これは第七
條であります。なるほど薬剤師の試験
だとか、あるいは新医薬品その他薬事
等に関しては、専門的な部分も相當あ

りまして、さういふ程度は私の任命とい
うことで御賛成を願ひたい。私の任命
といふことに相なりますれば、たい
ま徳田さんの仰せの趣旨を十分くみ入
れまして、薬事労働組合等からも委員
をもちろんと出さすつもりでありますし、
またあなたが御指摘になりました健康
保険組合の代表者、農民組合の医療機
関もあるようですから、さういふ方面
の代表者ももちろんと取入れること
にしたいと思ひます。ただ薬事委員会
は、その性格が専門的、技術的な研
究、審議の機関でありますから、製薬
技術者、特にその方面の専門家でない
と思ひますので、一般の消費者代表は
少しくあいが悪いのではないかと思
うのであります。さういふ専門機関で
ありますから、さういふ見地に立ちま
して、徳田さんの御指摘の薬業労働組
合、健康保険組合、農民組合の医療機
関、さういふ方面からは公平に適當な
人を任命いたしまして、あなたが御指
摘になりました趣旨に副ひたいと思
ひますから、さういふことで御了承を
いただければ非常に仕合せだと思ひ
ます。

○徳田委員 この委員会のことにつ
きまして、今厚生大臣は専門的と申され
ましたけれども、どうも専門的ばかり
ではない、さういふ思われるのであり
ます。むしろ専門のことでもやらなければ
いかぬが、たとえば薬剤師の國家試験
を執行し、新医薬品その他薬事に関し
て、さういふことを行います。これは第七
條であります。なるほど薬剤師の試験
だとか、あるいは新医薬品その他薬事
等に関しては、専門的な部分も相當あ

りまして、さういふ程度は私の任命とい
うことで御賛成を願ひたい。私の任命
といふことに相なりますれば、たい
ま徳田さんの仰せの趣旨を十分くみ入
れまして、薬事労働組合等からも委員
をもちろんと出さすつもりでありますし、
またあなたが御指摘になりました健康
保険組合の代表者、農民組合の医療機
関もあるようですから、さういふ方面
の代表者ももちろんと取入れること
にしたいと思ひます。ただ薬事委員会
は、その性格が専門的、技術的な研
究、審議の機関でありますから、製薬
技術者、特にその方面の専門家でない
と思ひますので、一般の消費者代表は
少しくあいが悪いのではないかと思
うのであります。さういふ専門機関で
ありますから、さういふ見地に立ちま
して、徳田さんの御指摘の薬業労働組
合、健康保険組合、農民組合の医療機
関、さういふ方面からは公平に適當な
人を任命いたしまして、あなたが御指
摘になりました趣旨に副ひたいと思
ひますから、さういふことで御了承を
いただければ非常に仕合せだと思ひ
ます。

りますが、同時にこれはこれらに關して建議するのではありませんから、何も私は専門的なものばかりではないと思ひます。やはり大衆的な薬事によつて保健衛生をよくしていく。こういう方面も考へておらぬと、専門的ばかりになつては實際問題が生ずる。専門家といふものは御承知の通りどつちかに少し傾いてゐる。一方に偏り過ぎる。これに偏曲するためややともするとんでもない間違ひを生ずる。だからこれはやはり大衆的な意識のある者が、これをコントロールする必要があると思ふ。そこでこれを偏曲せず、資本家的な大きな欠陥を生じないようにしなければならぬと思ふのであります。殊に重大なる問題は、あとにも出てきますけれども、ゴルフオンアミドとかベニシリンみたいなものはどういふふうに使用するか。どういふものに指定して賣らせるかといふことは、専門的な者ばかりでやつてはいかぬと思ふ。やはり生活状態を考へなければならぬといふことになりまして、これを専門的に限るといふことは、ぜひよしとする。もちろん専門家も必要ですが、また専門家でない者もぜひ必要です。

殊にここで申し上げたいことは、この委員のうちには関係官廳の官吏及び吏員といふものが出ておられますけれども、関係官廳の官吏及び吏員といふのは、大体は事務官でありまして、大して専門家ではない。そういう人は委員におらなくてもよい。幹事として委員会の事務をとればよいのであつて、こういう人は委員になるべき性格のものではないのですから、これはやめてしまつて、やはり一般人がやら

なければならぬ。そうして選送といふことはなかく厄介だと思つしやるならば、やはりこれは團體の推薦で推薦された幾人かの者の中から、厚生大臣が指名していただく。そういうふうにも直していただくまいと、もうかぬ。労働組合の労働委員ですと、みな母体から選送して、その選送した幾人かのうちから指名することになつておりました。われわれもそうされてきたのでありますから、こうする可能性はいくらでもあります。今は全般的な健康保険組合の團體があります。それから農村などには、やはり医療をやつておるところでは、大体農民組合とその他の農民團體の協議会みたいなものがあるから、これはできるのです。労働組合は労働組合の大きな協議会がありますから、やはりそれでやつていける。こういうふうな考へればいくつでも簡単にやつていける。ですからぜひ推薦をして、その推薦された者からやつていく。とにかく厚生大臣は公平にまた適当にやられる能力があられるかもしれない。しかしあなたはいつまでもやつておられるわけではないのであつて、あしたでも、あさつても、あるいはやめなければならぬときが来るかもしれない。だから方針といふものはそういうふうにはいかない。いまに私がなるかもしれないのであります(笑聲)これはどうしてもやはりそういう永久性をもつものにしていただきたいのであります。殊に私の恐れるのは今も言いました通り、製薬の独占資本家が相当厚生省にまで影響を及ぼしているといふことは、前からこの委員会で大分問題になつておつた。そのためにやり方も與は改めてきた。前

は新しい薬をもつていきましてこれもは受け付けない、従来もこの取引——取引と言つてはおかしいのですけれども、官廳と相当知合いの者でないこと取扱わぬ。あとの者はみんなだめだつた。これをやはりこの委員会がうんとつづこんだために、今ではこの弊害はややなくなつた。まあほとんどなくなつたのであります。そういう弊害が事実あつたのだからして厚生省任せ——やはり大臣といつたつてこれは大体あまり暇はあられんから、あなただつて暇はない、大概は下任せなのだ。この下任せといふのが恐ろしいものであります。こういうことにならないようにいたされません、將來大きな弊害がある。そういう意味合いにおきまして、ぜひともこの條項を改めていただくと思ひます。どうかもう一遍御一考を願うように御答弁を願ひたいと思ひます。

○竹田國務大臣 御指摘の点はよくわかりました。でき得る限り御希望に副うようにいたします。どうぞ製薬労働組合とか、健康保険組合の代表者とか、農民関係の医療機関といふものから委員を出すということになりますれば、これは實際問題として、その組合から推薦された人を任命するといふことになると思ひます。私が勝手に任命するといふようなことには、實際上の取扱ひにはならぬと思ひますので、徳田さん御指摘のような方法になると思ひます。できる限りあなたの御指摘の大家衛生のわかる人を選びたいと思ひますから、今度はひとつこれで御了承を願ひたいと思ひます。殊にあなたは非常に御詳しいのであります。教

が、小さい窓口のところまで、お前は知らんだらうといつて特別のお教を承つたのですが、特別にその点は注意したいと思ひます。

○徳田委員 やはりこれは直す方がよい。あなたの氣持はわかるけれども、あなたばかりじゃないのですから、それはあとで討議することにしたしまして、その次にこの前の第六條でありましたが、これには手数料を収めて毎年免許証を改めるといふことになつておられますが、これは何といたつておかしいですね、お医者さんだつて、一遍開業免許をとればたゞくやるといふことではないです。あなたも弁護士がおられる。私も弁護士をやつたのだ。今は割腕されてしませんけれども、あなたが弁護士でも毎年々々更新するとしたらどうなります。毎年々々手数料を出して、また弁護士の審査を受ける、そんなばか話はあるものじゃない。あなたは身にしみてそれは感ぜられるはずだ。なぜ薬剤師ばかりそんな特別扱いをするのです。お医者だつてそうはしないのは……。それでこの手数料が今のよりな状態でだん／＼インフレになりました、やはり相當政府もやつかない事業をするといふことになりまして、手数料なのですから、やはり実費といふことになる。役人を置いてやるから、やはりこれらの賃金を上げなければならぬから、手数料も上げなければならぬといふふうになりますと、これは大変なことになります。お医者さんもそうでしたが、薬剤師さんにも事業税といふものは大体課税することになりましょう。いわゆる特別所得税といふことになりまして、これが、これも私は反対です。反対だが、

しかし一方ではそういう心遣ひをしなから、他方ではなぜこんな手数料なんかする。これはむだな話なのだ。ぜひこの一條をばつさり心持ちよく削つていただきたいと思ひますが、どうでしょう。

○竹田國務大臣 これは徳田さんの御意見に全然賛成であります。私もこの毎年といふことは、これは薬剤師諸君も大変な手数料をかけていることであるのみならず、厚生省でも一々これを毎年々々やるというところは、事務的能率の上からいつても大変なことであると思ひます。全然同感でございますから、この委員会でも適宜に御修正を下さればばつさり同意いたします。

○徳田委員 もう一つ登録、これも今言いましたのと同様ではないかと思ひます。これも毎年々々手数料を納めて更新する。一体これは何です。あなたは弁護士の手事務所を毎年々々登録しなければならぬが、そういうことは常識に外れておる。今さつきのことが、御納得がいきますれば、これもばつさり一つ削つていただきたいと思ひます。

○竹田國務大臣 これをばつさりとし上げたのですが、やはり薬局といふものは人命に關する薬を取扱つておるので、二つのうち一つをばつさり行つたのですから、これだけは当分やはり残しておきたいと思ひます。

○徳田委員 なるほど薬剤師さんの藥局は人命を取扱う方だから、いろいろ審査もしてみたいでしょう。みたくしよすが、そんなことをしたならば、お医者さんでもそうではありませ

か。お医者さんでもやはり人命を取扱つておる。薬劑師で死んだというためしはあまり聞きませんが、お医者さんは相手を殺しておるようです。お医者さんなどの古い方々は、おれは相手がつたな、やるたびに腕が上るといふようなことを言つておる。そうなるとお医者の方だつてそうしなければならぬが、このところはお互いの信用ですから、薬劑師だつて悪いことをしておれば信用がなくなる。これはやはり仕事の上で薬劑師の人格を尊重する。また實際上社会生活の現実から言つて、設備が悪く、あるいは人命にもかかわれるのであります。なるほど危険があるといふことはありますけれども、危険があるからと言つて、全國の薬局を全部更新登録するといふことは大変なものです。これはその事務だけでも私は生やさしいものじやないと思ひます。行政整理で今度一割五分首を切る。切るのじやない、減らすのだといふようなことを言ひますが、相当切らさしい。一方でそういうように首を切りながら、他の方ではこういうやつかいなことをして事務をおつづけることになる。これは大変なことです。官廳の労働者諸君は、この事務をおつづけるために、みな神経衰弱になる。神経衰弱になつたら、仕事はみなだめになる。内閣があつても何にもできない。現在予算がなか／＼出なかつたと同じで、仕事はなか／＼はかどらない。だからこういうよけいなことは今のよう時代にはなるべくせぬ方がよい。われ／＼がこれから樂になつて、お役人方も相當樂に仕事やられて、そして實際やつてみても効果があるといふ時なら、また考えなければならぬ。もしもせぬけれども、それはその時になつて實際考へればよいと思ふ。これは大体アメリカの法律を單に眞似ておるのではない。アメリカは一箇年に千八百億ドルも生産する。實際上大きな生産力をもつておる。富裕な所と、われ／＼のようになすかんにびんになつておる所と、同じようなことにはいかなないのじやないか。まず生産を復興し、経済を復興し、生活を安定にすることが大事である。こういう些細なことに神経を失はして、一々ここで重箱の隅をはじくるようなことはせぬでよいじやないか。これを私は申し上げる。こういうこともついでに一つづつと、もう一遍考へていただきたいと思ひます。

あるといふ時なら、また考えなければならぬ。もしもせぬけれども、それはその時になつて實際考へればよいと思ふ。これは大体アメリカの法律を單に眞似ておるのではない。アメリカは一箇年に千八百億ドルも生産する。實際上大きな生産力をもつておる。富裕な所と、われ／＼のようになすかんにびんになつておる所と、同じようなことにはいかなないのじやないか。まず生産を復興し、経済を復興し、生活を安定にすることが大事である。こういう些細なことに神経を失はして、一々ここで重箱の隅をはじくるようなことはせぬでよいじやないか。これを私は申し上げる。こういうこともついでに一つづつと、もう一遍考へていただきたいと思ひます。

○山崎委員長 徳田委員、ちよつと御相談でございますが、実は榎原委員から「医師の事業税の問題につきまして、緊急質問がありまして、竹田厚生大臣と野溝國務大臣の御二人のおそろいになるのを待つておつたような次第であります。ただいま御兩君は、大変緊急な要件がありまして、出かけなければならぬ」といふのでありますから、榎原委員にひとつ緊急質問を許したいと思ひますが、御相談申し上げます。

○徳田委員 それならよろしうございませう。どうぞ、それが終つてから、あとに続けますよ。

○榎原委員 両大臣にお尋ねいたしたいのでございませうが、先日の總理大臣の本会議における御演説の中に、医療従事者その他に關して事業税を課するといふことが閣議で決定して、不日これをはかるというふうなお話があつたのであります。先ほど竹田厚生大臣のお話を聞きますと、医療従事者には特別所得税という名目に変えたといふお話であり、竹田厚生大臣は、初めから絶対反対であるといふふうな、未だこれに賛同しておらないといふことを承つたのでございませう。それで竹田厚生大臣がまだこの事業税に御納得がいかないのに、總理が議会において、事業税を課するといふことを閣議で決定したといふ御報告があつた点に關しまして、両大臣の御意見をまず承りたいと存する次第であります。

○竹田國務大臣 一つはばつさりあなたのおつしやる通り譲つたのですから、その辺であつたお顔も相當立つておると思ひます。一つはばつさりあなたのおつしやる通り譲つたのですから、その辺であつたお顔も相當立つておると思ひます。

○榎原委員 それははなはだ不可解なことであります。閣議で決定しておらないものを、あたかも決定したかのごとく總理大臣が本会議において御演説なすつたことにつきましては、すでに速記録があるのであります。この点に關して両大臣はどういふふうなお考えであるか。それはまだ決定しておらないと何かといふお話では済まされぬ問題だと思ひます。この問題に關しては、意見がございませう。野溝國務大臣 榎原君にお答えいたします。この事業税の問題は、もちろん地方財政一般の問題の一環でございまして、その中に事業税という費目があつて、その中に一應医者及び弁護士、これらが自由職業として、事業税の中に入れておつたのでございませう。それは一應閣議におきましては、大体決定の段階にあつたのでございませう。ただ今厚生大臣が申されました通り、これについては医師に対する事業税については、意見があるから、私だけ保留してくれといふ厚生大臣からの留保意見がありました。他の閣僚は全部賛成をしたのでございませう。でありますから、閣議決定とはなりませんけれども、大体そういう方向にあるといふ点で、總理が答弁をされたかと私は存じます。

○野溝國務大臣 榎原君にお答えいたします。この事業税の問題は、もちろん地方財政一般の問題の一環でございまして、その中に事業税という費目があつて、その中に一應医者及び弁護士、これらが自由職業として、事業税の中に入れておつたのでございませう。それは一應閣議におきましては、大体決定の段階にあつたのでございませう。ただ今厚生大臣が申されました通り、これについては医師に対する事業税については、意見があるから、私だけ保留してくれといふ厚生大臣からの留保意見がありました。他の閣僚は全部賛成をしたのでございませう。でありますから、閣議決定とはなりませんけれども、大体そういう方向にあるといふ点で、總理が答弁をされたかと私は存じます。

○野溝國務大臣 榎原君にお答えいたします。この事業税の問題は、もちろん地方財政一般の問題の一環でございまして、その中に事業税という費目があつて、その中に一應医者及び弁護士、これらが自由職業として、事業税の中に入れておつたのでございませう。それは一應閣議におきましては、大体決定の段階にあつたのでございませう。ただ今厚生大臣が申されました通り、これについては医師に対する事業税については、意見があるから、私だけ保留してくれといふ厚生大臣からの留保意見がありました。他の閣僚は全部賛成をしたのでございませう。でありますから、閣議決定とはなりませんけれども、大体そういう方向にあるといふ点で、總理が答弁をされたかと私は存じます。

○野溝國務大臣 榎原君にお答えいたします。この事業税の問題は、もちろん地方財政一般の問題の一環でございまして、その中に事業税という費目があつて、その中に一應医者及び弁護士、これらが自由職業として、事業税の中に入れておつたのでございませう。それは一應閣議におきましては、大体決定の段階にあつたのでございませう。ただ今厚生大臣が申されました通り、これについては医師に対する事業税については、意見があるから、私だけ保留してくれといふ厚生大臣からの留保意見がありました。他の閣僚は全部賛成をしたのでございませう。でありますから、閣議決定とはなりませんけれども、大体そういう方向にあるといふ点で、總理が答弁をされたかと私は存じます。

○野溝國務大臣 榎原君にお答えいたします。この事業税の問題は、もちろん地方財政一般の問題の一環でございまして、その中に事業税という費目があつて、その中に一應医者及び弁護士、これらが自由職業として、事業税の中に入れておつたのでございませう。それは一應閣議におきましては、大体決定の段階にあつたのでございませう。ただ今厚生大臣が申されました通り、これについては医師に対する事業税については、意見があるから、私だけ保留してくれといふ厚生大臣からの留保意見がありました。他の閣僚は全部賛成をしたのでございませう。でありますから、閣議決定とはなりませんけれども、大体そういう方向にあるといふ点で、總理が答弁をされたかと私は存じます。

は今の薬が何倍の騰貴をしておるか、あるいは一般に認められておるところの医療費が何倍の値上りをしておるかという点について、確たる教養上の御了解がいきまして、かくのごとき放言をおおきになつたのであるかどうか、それをお承りしたいと存するのであります。

○野瀧國務大臣 私、医者は暴利をとつておるから当然だといふことまで露骨に申したことはないのをごさいます。その間医師の反対に對しては論理をいたしまして、私は申し上げたことがあるのをごさいます。医者の方々は、御承知のごとく今日まで所得税は納めておりましたが、營業税といふものは納めておりませんでした。そこで今回最初に立案いたしました事業税といはしましては、大体医師、弁護士、自由産業をも、この事業税の中に入れておることになりました。いわばこれは營業税の範囲を拡張した内容になつておるのでございませぬ。そこで医者が事業であるかどうかという問題については、いろいろ議論も出ましたが、現下の経済諸情勢から見まして、われわれの考へた、医者も事業の中へ入れようという構想の一端は、物件的設備をもつておるもの、経済的弾力性があるもの、それから比較的自由的な経済様式をもつておるものという上なるものを対象にいたしましたときに、たま／＼医者がそのわくにあてはまるといふことで、これを一應事業税の対象にしようというごことになつたのでございませぬ。そこで医者の方から多くの反対がございませぬ。ただいま御原委員の申されておるような意見もあつたのでございませぬ。要するに医者の方々が今日

合うとか合わぬとか、医者は仁術であるとかないとか、いろいろなことを申されておるのでありますが、現下國民階層全般からこれを見るときに、今日の税の負担に對しては、各方面とも反対なものでございませぬ。しかし日本の傷らざる経済事情から申しますならば、この二分の一に経済力が低下した今日の日本の経済を維持復旧するには、どうしても大衆がこれを何とか補わなければならぬのでございませぬ。その場合にこの負担を大衆が負わなければならぬが、負担の公正を期するといふ点についてはいろいろ意見もあつたように、しかし医者が仁術であるからといつて、別の世界観をもつた生存といふものは許されないのでございませぬ。特に薬が合うとか合わぬとかいふならば、私はその薬に對する公定価格を定めることがいふのではないかと、たとえ胃が悪くて胃の薬を盛る場合、主薬といはしまして重曹、あるいはゲンチヤナ末、あるいは乳糖、こゝろいものを入れて、重曹の公定価格はいく、ゲンチヤナ末の公定価格はいく、乳糖を現在入れる場合ならば乳糖の公定価格がいく、それによつてきまつておるのではないですか。あるいは水薬ならば稀硫酸がいく、苦味チンキがいく、クチンがいく、單舎利別は今使ひませんが、こゝろいものになりますと、公定価格がどうしてある。だからその公定価格がどうしてあつたか、どうしてあつたか、この公定価格の改定を望むことが私は正しいと思ひます。またその他往診料、あるいは診察料等に対しても、その是正をすることが正しいと思ひるのでございませぬ。しかし税の負担におきまして

は、私は今の構想から見れば、自由職業としてやられておるところの医者の方々は、今日一般の方々と同様の率以下にしてあるのをごさいます。従來の營業税は百分の十五でございませぬが、今回は百分の十といふことに一應したのでございませぬ。でありますから、かような内容をお話申し上げたのでございませぬ。決して医師が全部の暴利をとつておるといふことを申したのではないと先ほども藥事法の論議の中にもありました通り、そういう人々もあるのをごさいます。私は全部を總括して申した覚えはないのであります。大体径路だけお話し申し上げます。

○御原委員 藥の値上りは、これは進駐軍の方で調べたのでございませぬが、公定価格におきまして二百八十倍、少くも、公定価格以外の価格でやりました場合には五百五十倍、これに反しまして医師の藥代と申しますと、診療報酬といふものは三十倍ないし四十倍のところでありまして、おそろく野瀧國務大臣がかくのごとき暴言をなさるといふことは、よほど特例な不徳医師におかかになつたから、かかることをお話しになつたと思ひるのでございませぬが、こゝろ一つ聞き捨てならぬことは、ただいまいろいろ重曹とか、クチンとか、藥の名前を羅列なさいまして、公定価格を原價計算できたらよいではないかといふ暴言であります。野瀧國務大臣がかくのごとき唯物的なばかげた考へをもつておられるから、医者に營業税を加算して事業税を課さなければならぬといふような考へが起るのでありまして、医師の診療報酬とか、あるいはその他のものは、決して原價

計算をもつて計算し得るものではないのであります。最近安本その他におきまして、医師の治療費を公定価格できめようといふようなことを考へておられる。これはおそろく竹田厚生大臣は御反対であることはわかつておるのであります。そういう考へを自分自身の間違つておる。医師の治療費を公定価格できめようなんといふことは、ちやうど繪具だけの画と同じである。画を材料だけできめるならば、何も大瓶が描いたら高いとか、あるいは普通の者が描いたら安いとかいふことは言えるものでない。そのこと自身が間違ひであります。ただいまの暴言に對しては、これは野瀧國務大臣だけの御意見でありますか、それとも現内閣全部としての御意見であるかといふことを竹田國務大臣にはつきり承りたいと存するのであります。竹田國務大臣に御答弁願ひます。

○野瀧國務大臣 私の言つたことでありますから、私が御答弁申し上げませぬ。一体暴言といふことはどういふおなたの考へで仰せられるのですか、暴言の定義がわからないのです。医者に對しては醫藥を分ち與える場合、これはある程度公定価格といふものはあると思ひます。だからそういう公定価格においても無理があつたら正すといふことは正しいのではないですか。

○山崎委員 傍聴人の方に御注意いたします。傍聴人は発言することができないことになつております。もしも発言するようないふことがあつたら退場を命じますから、さう御承知願ひます。

臣のお話は、医療費に公定価格があるとお考へになつておるそのことが間違ひであるとは申し上げておる。未だかつて医療費には公定価格はありません。これはお調べになつたらはつきりとわかるのであります。医療費に公定価格はありません。藥品には公定価格はありません。医療費には公定価格がないといふことをはつきり申し上げておきます。これは竹田國務大臣にお聞きになれば、隣りにおられるからすぐおわかりになります。

○野瀧國務大臣 これは御原さんにとつて速記録をお調べ願ひたいと思ひますが、私は医療費と言つた覚えはありません。医療費と申したのであります。○御原委員 次に承りたいことは、農業者の供出農産物に對しては事業税を免除せられたことは、國民の生活上不可欠の農産物であるからと私は考へておるのであります。しかしら弁護士は別といたしまして、医療関係者もまた、課税の名目はどうなるかと考へますが、医療費にはこのたびは名目を変へまして課税され、供出農産物に對しては課税されぬ、この点の理由を納得できるやうに御説明願ひたいと思ひます。

計理士とかいふ職業とさらに違つた特殊の營業であるといふことを、法文の上にはつきりと定めることのできたことは、これは医療の諸君にとつてもせめてもの御慰安、御満足になるのではないかと申すのであります。大衆轉嫁になります面については、他の面におきまして公的医療機関の整備拡充、さらに御審議を願わんといたして

國務大臣としての職責を果すという以外にお答えの方法はありません。

○有田委員 國務大臣として御決定になつたのであつて、與党三派について何ら連絡がなかつたと解釈していいものでありませんか。

○野澤國務大臣 それは與党間の問題でありまして、與党間の問題は與党間で相談し合うということにいたしますから、與党間の問題についてのお話をここで答弁する必要はありません。

○有田委員 大臣の御答弁はよく了承したのであります。私も民主自由党といたしましては、あくまでも病人に轉嫁するといふ点におきましては、断固として反対の意思を表明いたします。この点御了承願ひたいと思ひます。

○野澤國務大臣 消費生活協同組合法案については、厚生大臣に対する緊急質問を野本委員に許します。

○野本委員 徳田さんの発言の途中であります。また大臣も大変御多忙のようでありまして、きわめて簡潔に質問の要点を申し述べたいのであります。それは消費生活協同組合法案の提出に關しましては、大臣つとに御承知の上であります。時間を短縮するため、審議が円滑に進行するためというので、政府提案にしようということになつております。私もその後のこの法案の準備が着々と進められておるであらうといふことを確信しておりました。またそれを期待しておつたのであります。閣議においても正式な問題として取上げておらぬといふようなことを聞いておるのであります。会期が非常に切迫した今日、かような状態にあり

○竹田國務大臣 消費生活協同組合法案は最初與党三派で議員提出に相なるやのお話がありまして、さういふ心得でおつたのであります。その後政府から出してくださった方がいふのではないかと申すのであります。多少この問題につきましては省内にも異論がありまして、さらに、大藏、安本、農林、商工等の關係各省に對しまして、合議を續けておるのであります。各省間にもいろいろ多少意見の違つたところがありまして、まだ本まきりにまとまつておらぬことを遺憾に思ひます。殊に大藏省におきましては、厚生省の考へております内容と多少意見の違つたところがありまして、聞くところによれば、大藏省は大藏省の考へておる意見を關係方面へたしかめようかおととい直接御相談中であるといひております。大体内省の意見は自然にまとまりつつあると存じます。各省の意見がまとまれば、ただちに要綱だけでも決定いたしました。閣議に提出いたし、さらに案文の調整をいたしまして、自然關係方面との折衝にもはいることと思ひます。まとまり次第出したいと思ひます。

○野澤國務大臣 私は一國の國務大臣であります。社会党の出身であります。が、一たび國務大臣になつた以上は、

○野本委員 この問題につきましましては、三党政策協定のうちにもはつきり

またと取上げられておる問題であり、また大臣もつとに熱意を示されておるのであります。ですから、できるだけ早く提案されるよう最善の努力を希望いたしました。私の質問を終ります。

○徳田委員 医師の事業税に對しては私を反対であります。これは後に譲りまして、生活協同組合の方も早く出さなければ、今のような状態ではどうしていただかぬ。それは現内閣もごたくしておられますし、会期も迫つておりますから、これは早く出していただきたいと思ひます。

しかしそれはそれとして、この薬事法の問題につきまして、この二十二條は非常に重要な点でありまして、要するに薬剤師の生命に關する、薬劑事業ができるかできないかという瀬戸際にある問題であります。だから特に大臣の御答弁を願ひたいのであります。これは大体薬劑が販賣また授與の目的で製造調劑しなければならぬといふことになつておられますが、この二十二條の「但し、医師、歯科医師、獸医師が自己の処方せんにより自ら調劑し、又は藥劑師に調劑させる場合は、この限りでない。」この條文であります。先ほども總括的に申しましたけれども、医師自身ではこれは調劑できない、現状と同じことになつておる。だからしてこれはやはり削除したらどうです。削除して一定の地域だけに特別にこゝういふ條文を設ける。そうすれば一定の地域だけはこれはやむを得ないことになりま。大都市でもどこでもこれをやるということにはいたしません。實際はこの條文をこしらへても全部だめになると思ふ。だめにならないように合理的にやらなければならぬと思ふ。この点

○徳田委員 それなら逆にしたらどうですか。但書以下を削りまして、これだけを附則にかえて、原則として但書を除いたものにする。しかし現在の情勢ではいろいろ困難であるから、相当の時機まではこゝういふものをやるということにして、これを附則にまわしたらどうですか。そうすれば原則はこれでありまして、でき得る限りこれを遂行するということになります。問題は但書であります。だからこれはほんとうに暫定的なものであるといふことを附則に入れて、経済が復興し次第嚴格にやる。その点をはつきり聴かしてもらいたいのですが、どうですか。

○竹田國務大臣 どうでしょう、徳田

をひとつはつきりしていただきたい。○竹田國務大臣 結局は徳田さんは、医療分業にしたらいといふお考えではないかと思ひます。私は將來はさういふふうに向うべきであると思ふのであります。附則から本條の中に入れたことにつきまして、藥劑師諸君から相當な御意見を聴いておるのであります。將來はさういふ方向にもつていかなければならぬと思ひますが、何分にも医療が相当不足しております。今日、暫定的な規定であると思ふ。はなはだ断定的であるかもしれませんが、さう思ふのであります。今日の程度ではまずこの辺で御手配願ひよりしようがないと思ひますが、將來は徳田さん御指摘のように、医療分業の線に沿つて進むべきであると思ひます。その時期がいづつであるかといふことは、あらゆる客觀的情勢とらみ合わせて考えなければならぬと思ひますが、遠からざる時期において私はさうなると思ひます。

○徳田委員 それなら逆にしたらどうですか。但書以下を削りまして、これだけを附則にかえて、原則として但書を除いたものにする。しかし現在の情勢ではいろいろ困難であるから、相当の時機まではこゝういふものをやるということにして、これを附則にまわしたらどうですか。そうすれば原則はこれでありまして、でき得る限りこれを遂行するということになります。問題は但書であります。だからこれはほんとうに暫定的なものであるといふことを附則に入れて、経済が復興し次第嚴格にやる。その点をはつきり聴かしてもらいたいのですが、どうですか。

○竹田國務大臣 どうでしょう、徳田

をひとつはつきりしていただきたい。○竹田國務大臣 結局は徳田さんは、医療分業にしたらいといふお考えではないかと思ひます。私は將來はさういふふうに向うべきであると思ふのであります。附則から本條の中に入れたことにつきまして、藥劑師諸君から相當な御意見を聴いておるのであります。將來はさういふ方向にもつていかなければならぬと思ひますが、何分にも医療が相当不足しております。今日、暫定的な規定であると思ふ。はなはだ断定的であるかもしれませんが、さう思ふのであります。今日の程度ではまずこの辺で御手配願ひよりしようがないと思ひますが、將來は徳田さん御指摘のように、医療分業の線に沿つて進むべきであると思ひます。その時期がいづつであるかといふことは、あらゆる客觀的情勢とらみ合わせて考えなければならぬと思ひますが、遠からざる時期において私はさうなると思ひます。

○徳田委員 それなら逆にしたらどうですか。但書以下を削りまして、これだけを附則にかえて、原則として但書を除いたものにする。しかし現在の情勢ではいろいろ困難であるから、相当の時機まではこゝういふものをやるということにして、これを附則にまわしたらどうですか。そうすれば原則はこれでありまして、でき得る限りこれを遂行するということになります。問題は但書であります。だからこれはほんとうに暫定的なものであるといふことを附則に入れて、経済が復興し次第嚴格にやる。その点をはつきり聴かしてもらいたいのですが、どうですか。

○竹田國務大臣 どうでしょう、徳田

をひとつはつきりしていただきたい。○竹田國務大臣 結局は徳田さんは、医療分業にしたらいといふお考えではないかと思ひます。私は將來はさういふふうに向うべきであると思ふのであります。附則から本條の中に入れたことにつきまして、藥劑師諸君から相當な御意見を聴いておるのであります。將來はさういふ方向にもつていかなければならぬと思ひますが、何分にも医療が相当不足しております。今日、暫定的な規定であると思ふ。はなはだ断定的であるかもしれませんが、さう思ふのであります。今日の程度ではまずこの辺で御手配願ひよりしようがないと思ひますが、將來は徳田さん御指摘のように、医療分業の線に沿つて進むべきであると思ひます。その時期がいづつであるかといふことは、あらゆる客觀的情勢とらみ合わせて考えなければならぬと思ひますが、遠からざる時期において私はさうなると思ひます。

○竹田國務大臣 どうでしょう、徳田

をひとつはつきりしていただきたい。○竹田國務大臣 結局は徳田さんは、医療分業にしたらいといふお考えではないかと思ひます。私は將來はさういふふうに向うべきであると思ふのであります。附則から本條の中に入れたことにつきまして、藥劑師諸君から相當な御意見を聴いておるのであります。將來はさういふ方向にもつていかなければならぬと思ひますが、何分にも医療が相当不足しております。今日、暫定的な規定であると思ふ。はなはだ断定的であるかもしれませんが、さう思ふのであります。今日の程度ではまずこの辺で御手配願ひよりしようがないと思ひますが、將來は徳田さん御指摘のように、医療分業の線に沿つて進むべきであると思ひます。その時期がいづつであるかといふことは、あらゆる客觀的情勢とらみ合わせて考えなければならぬと思ひますが、遠からざる時期において私はさうなると思ひます。

さん、これは附則にあつたのをごこに
入れたのでありまして、これはちよつ
と逆もどりのような感じをなさるのほ
ごもつともだと思つたのですが、趣旨は
一筋だと思つたのです。これでひとつ御
辛抱願えませんか。

○徳田委員 では、これは論じてみた
ところでしょうかありませんから、い
ずれこれは総括したときに、反対する
なり討論することになります。

最後にもう一点だけお聞きしたいの
です。それはほかの問題ではありませ
んが、今大臣は薬品も足りないとか何
とかいうお話でありましたが、今度こ
の薬事法を施行するに對しては、
どうしてもこの医薬品を、國營人民管
理にしたいことは私たちの願でありま
すけれども、國營人民管理はしないで
も、少くとも、これは國家管理にし
て、薬を今のような状態から抜けさし
て、ほんとうのいい薬を大量につく
ることはどうしても必要だ。今の薬は
一体薬なのか何なのか、わけのわから
ぬものがたくさんある。泥のはいつて
いる薬もたくさんあるのではありません。
これも薬学校などで分析しているもの
などを見ますれば、一つだつてほんた
うのものがあるかないか疑わしくい
いで、大部分が薬らしい薬はないので
す。だから、これはぜひとも國家管理
にするか何かしまして、ほんとうの薬
を捨てる、これができませんと、この
薬事法というものは絶対に無意味であ
ります。これはいろいろのことがあつ
て、化粧品から何まではいつておりま
すが、大体スルフォアミドの問題でも
そうですけれども、これはほんとうの
いい薬をこしらえて、ほんとうの國營
にしない限り無意味だと思つた。この点

は大事な点でありますから、特に御答
弁願いたいと思つたのであります。これ
で終ります。

○竹田國務大臣 御熱心な御意見であ
つて、何とか賛成の意を表したいので
ありますが、どうもその点に關する限
り、少しく私の意見と違つたのであり
まして、御意見として尊重して承るとい
うことでお許し願いたいのでありま
す。

○徳田委員 これで終りますが、これ
は大田お忙しいようですから、あとに
保留することを條件にいたしました、
これで止めます。

○田中(松)委員長代理 それでは、次
の質問者が欠席になつておりますか
ら、私から少しくお尋ねしたいことが
ございます。

大体において徳田委員から申された
ことは、私が申し上げようと思つたこ
とであります。それに対する政府側の
御答弁がありましたから、大要はそれ
で了承したのでございますが、ただ一
つ、ただいまも厚生大臣はあのように
言われましたけれども、今この法案を
改正する当事者たちは、よくその意味
がわかりますけれども、時日が経ちま
すと、えてして誤解を受けるようなと
ころができてきます。たとえば原則と
しては医薬分業を進みたいのである
が、今まで附則であつたのを本文の上
に入れたから、何かどう道もどりの
ように思われるけれども、実はあくま
でも附則に置いたときと同じような氣
持であるという御答弁がありましたけ
れども、ここをもう一つ私はつきりし
ておきたいと思つたのです。いろいろ論
もありましたけれども、現にわが國でも
大学の附屬病院等では、事實上はつき

りこの医薬分業という建前をとつて
いる。そしてそこには何ら不便もなけ
れば、治療上の弊害も認められており
ません。日本の現状から、今厚生大臣
言われのように、今すぐ実施するとい
うことは、むずかしいことはわかつ
ておりますが、原則としては医薬分業
が正しい建前であるということに對す
る政府の見解を、いま一度、將來誤解
を起さないために、明らかにしておき
たいと思つたのでございます。この点に
ついて……。

○久下政府委員 重ねてのお尋ねでこ
さいますが、私からお答え申し上げます。
二條にかような規定のしかたをいたし
ました。すなわち本文に、薬剤師でな
い者は調剤ができないというふうに書
いてございます。但し例外的に書い
てありますことは、やはり薬剤師が本
來調剤をなすべきものであるという原
則を、この形式によりまして十分現
わしておるものと考えております。
し、また実体的にも、私どもとしては、
わが國の現段階におきましては、ただ
いまお話のありました通り、むりでは
あるが、將來としては、やはりこの條
文の形式においても現われております
ような原則に進むべきものであるとい
うふうに信じておるのであります。

○田中(松)委員長代理 そのほか二、
三お伺いしたいのであります。これ
は先輩議員から詳しく質問もあり、ま
た当局から丁寧な御答弁もされておつ
たのでございますが、あまり詳しく過ぎ
てかえつて本旨をそれたようなおそれ
もございまして、念のためにお伺い
するので、当局もその点をお含みの上、
ごく簡単な要点だけの御答弁で結構で

ございます。

第五條の規定でございますが、現行
法から見ると、この罰則は軽くなつて
いるようにも見えますが、また見方に
よりますと、罰則が撤げられたよう
にもとられます。たとえば現行法で
は、第五條の二には「薬事ニ關シ罰金
ニ処セラレタル者」と明らかに限定し
ておりますが、改正法案の方では、第
五條の一では「罰金以上の刑に処せら
れた者」と、こういうふうになつてお
ります。するとたとえば、俗にありが
ちな違送違反というふうなものを薬劑
師が犯したような場合でも、それに触
れるとなりますと、見方によると、
非常に罰則が撤げられたような氣持が
いたします。もちろんそういうことま
では考えていない。そういうものに適
用しない方針であると言われるかもし
れませんが、それならば、その
いふ意思があるならば、なおさらのこ
と、第二項のように、この法律の規定
に違反し罰金以上の刑に処せられた
者と、こういうふうな限定した方が
よいのではないか、そう思つたのでご
さいますが、この点に對して……。

○久下政府委員 第五條に「罰金以上
の刑に処せられた者」と書きましたの
は、実は現行法を「らんにいたたきま
すと、刑罰の種類によりまして、重
刑罰に処せられた者は、当然に薬
劑師の免許を興えないというふうな、
つまりこの法案で申しますと、第四
條の中に、重罪刑に処せられた者とあ
げておるのであります。これを受けま
して、現行法の第五條の方におきまし
ては、薬事ニ關シ罰金に処せられた者
の前に、六年未満の懲役、禁錮という
ような、いわゆる軽罪の刑に処せられ

たものと特に例示をいたしておるの
であります。かような關係を一括いたし
まして、罰金以上の刑に処せられた者
というふうに書いたのでございます。
かようなことにいたしました趣旨はた
だ單に薬事ニ關したことでなく、具体
的に申せば医事ニ關して刑罰に処せら
れたようなものでありますれば、その
犯罪の状況によりまして、薬劑師の免
許を興えるのに適當でないような場合
が考えられると思つたのであります。さ
ような場合を考慮いたしまして「薬事
ニ關シ」という言葉はとつてあるので
あります。御指摘のように、もちろ
んこれを盾にとりまして免許を興えな
いというふうな考え方で運用いたさ
ず、できるだけ支障のない限りは免許
を興えるというふうに運用していき
たいと思つた。

○田中(松)委員長代理 次いでこの改
正案の規定でございます。ただいま御
説明願つたけれども、これは医師法に
比べますとどういふふうな点になつて
おるといふか、あるいは平等になつて
おるといふか、重過ぎるというか、あ
るいは少くらい軽くなるというか、あ
うか、これは何も嚴格な尺度で計つた
ような御答弁は要りません。常識的な
お考えでよろしゅうございまして、そ
の点お伺いしたいと思つた。

○久下政府委員 新しい医師法案も大
体案がきまつておりますが、まだ確
定ではございませんから、はつきりと
申し上げるのはいかかと存じますけ
れども、行き方は同じように考えてお
ります。特に御指摘の罰金以上の刑に処
せられた者というものは、医師法でも
總体的な欠格條項に掲げてございま
す。それから第五條の第二号のよう

は、まず医療分業そのものを分けて考
える必要があると思つております。医
薬分業は俗に強制分業というような考
え方で、法律に基づきまして、薬剤師以
外の者に絶対に調剤を禁止するという
形をとるといふ建前、そういう意味に
おける医療分業につきましては、これ
らの支障となりませう条件は、まず第一
には薬局の普及が十分でないというこ
とであります。御承知の通り、また先
般の御要求によりまして本日資料を差
上げてございしますが、ごらんをいただ
きますように、薬局はほとんど大都市
にあるだけでございまして、地方町村
方面におきましては、薬局がほとんど
ないと言つても過言でないような事情
であります。さらに今日医療分業が適
当でないと思はれます一つの理由は
は、医薬品の生産配給の状態でありま
す。御承知の通り医薬品生産の原料資
料等の十分なる入手が困難であります
現在におきましては、必要とする医薬
品が必ず薬局に備えられているという
わけにまいらぬことがあるのでありま
す。従いまして医師があるものと思つ
て書きました処方せんが、薬局にい
ますと備わつていないというので、
その間に処方せんをもらいました患者
が非常に不便を感じるということが考
えられると思つております。これが
今日の段階におきまして、医療分業を
やるのに適当でないと思はれる第二
の点であります。第三には、まず一般
の國民の多くの部分に、医者にかかる
と医者から薬をもらうことを便宜と心
得られておりますものが相当多いよう
に考へておるのであります。これにつ
きましては十分啓蒙によつて打開でき
ることと思ひますけれども、附加的

な条件といたしましては、さうな事
実も現実の事態としてはあることは認
めざるを得ないと思つております。
さうな点から今日のような状態に持
きましては、いかかかと考へておるので
あります。

○野本委員 ただいま政府委員から御
答弁のありました事柄につきまして
は、私も大体においてその理由を認め
るものであります。たださらにこの点
についてお伺いしたいと思ひます
ことは、かような条件の未成熟とい
うことで、医療分業を実施することがで
きなないのであります。この条件を成
熟させるように行政的に今後推進して
いくお考えがあるかどうか。

○久下政府委員 さうに考へておる
のであります。まず第一にはこの法案
の中にも、薬剤師の國家試験を実施す
ることによつて、薬剤師の資質を向上
するといふようなことも一つの条件と
するといふことにもなると思ひます
し、さらにまた直接この法案の關係で
はございせんけれども、医師法の医
師の処方せん発行に関する規定に、若
干従来の規定と違ひました修正を加え
ました意味におきまして、医師から従
來行われておりました上に多くの処方
せんが発行されることを期待したよう
な條文の改正が行われております。そ
れらの点、國民の啓蒙その他いろいろ
の点もありましようが、各種の方法に
よりました、そうした機熟するのを
促進したいと思へておるのでありま
す。

○野本委員 第十三條の薬剤師の國家
試験の問題につきましては、先ほども
いろいろと質問がございましたが、これ
は一部の人が言われておりますよう

に、試験科目を法律で固定することは、
学生の教養、勉学というものを一方的
に傾けて、いわゆる受験勉強というよ
うな弊害を生ずることは、予想し得る
事実であると思つております。また
刻々に進歩していきます時代の要求、
あるいは状況の変化といふものに即應
し得ない一つの欠陥もあると思つて
おります。先ほどのお話によりま
す、これを省令に移してもよろしい、
同意するといふようなお話があつたの
であります。私の考へをもつていた
しますと、これは厚生省令に移すとい
ふことよりも、むしろそれらの学校の
学科課程において、適当に規定するよ
うに指導することが、適当ではないか
と思つております。御意見はどう
でございませうか。文部省の方がお
しつららつとご承知願ひいたします。

○久下政府委員 私からお答え申し上
げます。私もこの國家試験に關する
課目の規定を削除いたしまして、
反対をいたしませんと申し上げてお
ります。趣旨は、このまま命令によつて
つて書くといふ意味ではないのであり
ます。医師國家試験、齒科醫師國家試
験に掲げておると同様に、抽象的な表
現をもつて、それだけで十分である
という趣旨でございませう。それから薬学
校の学科課程に入れればよいやない
かといふ考へ方につきましては、全然
同感でございまして、成規の学校を卒
業をいたしましたれば、しかも普通に勉
強をしておりますれば、國家試験とい
うものは必ず合格し得るものであると
いうような建前で実施をいたしまし
て、試験のために薬学校の教育がゆが
められるようなことのないように、十
分注意をいたしたいと思つておりま
す。

○野本委員 第四十條の二、三、四の
項目におきまして、不良薬品を指定し
ておるのであります。第二におきまし
ては「公定書に收められた名称を表示
しておる医薬品であつて、その力價が
公定書で定められた基準と異なるか、又
はその品質若しくは純度が公定書で定
められた基準に及ばないもの、三、前
号に掲げる医薬品以外の医薬品であつ
て、その強度が当該医薬品の表示書の
表示と異なるか、又はその品質若しく
は純度が、これに及ばないもの、四、医
薬品であつて、その品質若しくは強度
を減ずるために不当地他の物を混ぜ、
若しくは他の物で包まれてゐるか、又
はその全部若しくは一部が他の物で代
用されてゐるもの」といふふうな規
定されておるのであります。この精
神は、不良な医薬品によつて、國民が
思わぬ禍を受けることのないように
という趣旨であります。この精神は
当然医師の投薬に対しても、適用さ
べきものであると思へますが、この点
についてのお考へはどうですか。

○久下政府委員 御質問の趣旨が十分
了解をいたし得ない点があるように感
じます。私も似た思ひをいたしました。医
師については、法律の要求する成規の
教育を終り、しかも國家試験に合格し
て正しく認定をいたしました者が行
います仕事でありますので、認可を與え
ております以上は、そのやつてお
ります仕事はもちろんで、ここに掲げて
あるような趣旨において行われるもの
であるといふことを期待しておるわけ
でございませう。

○野本委員 従つて医師が投薬に當つ
て処方せんを交付しまして、投薬の内
容を明らかにすることは、医師として
も、責任のある治療をなす者として
当然のことであり、また治療を受ける
者といつても、さうなことを
強く期待しておると思つて、ありま
す。私も今後さうした線に向つて
進められることを、強く要望したいと
思つております。

それから医薬品の問題がございましたか
ら、私は一昨日要求した資料に基
いて、若干お伺いしたいと思ひま
す。主要な各種の医薬品が前年度に比
べて、著しく増産されておりましたこ
と、國民全体の立場から見ても、きわめ
て喜ぶべきことであり、また製造業者
並びにこの監督等に當つておる關係者
の努力に対して、敬意を表するもので
あります。ただここで不思議に思ひま
すことは、今年度の生産量において、
一月、二月、三月、四月があげられて
おりますけれども、そのうち麻酔剤、
榮養強壯剤、催眠剤、この三つのもの
を除いては、四月の生産高がことごと
く著しく減産しておる。これはどう
いう理由でありますか。その事情わか
る範囲でお知らせ願ひたい。

○久下政府委員 四月分の生産量が、
この数字で非常に少なくなつてお
ります。これは、実は資料がはなはだ不徹底
で申し訳ないのであります。中間報告
を材料にしておりあつたりとまとめた
のであります。まだ正確な四月分の報
告が完全なままとつておりません。と
りあえずまとめたのであります。その
点は御了承を願ひたいと思ひます。

○野本委員 なお先ほど徳田委員その
他からも指摘されておるのであります
が、医薬品の統制配給等の問題をめぐ
りまして、好ましくないいろいろ風

開をわれ／＼は耳にするのでありま
す。あるいは医薬品の横流し等が相当
行われておる。そのために末端におき
まする医療施設等が思わしくいかな
い。かようなことをしきりに聞くので
ありますけれども、むしろこれらの点
については、いろ／＼と御注意にはな
つておられると思ひますが、將來ま
すかようなことのないように、十分
の注意を喚起しておきたいと思ひま
す。なおこの点について今まで注意し
ておられた点がありましたら、何れも
なものを伺ひたいと思ひます。

○久下政府委員 医薬品の横流し等
については、事実過去においてはさ
な事実がないとは申せぬと思ひま
す。ますさような見地から本年の二月
以降、新しい配給規則を定めまして、
新配給機構に基いて医薬品の配給を行
うことになつております。この制度
は御説明をいたしますと大要めんど
うになります。大体一口に申せば、切
符制度でも申しますか、需要者にあ
らかじめ購入手帳を渡しておきまし
て、その購入手帳に買得る限度の医
薬品をあらかじめ書き入れておいて、
自由に自分の欲する販賣者に行つて買
い得る、販賣者はその賣つた証明をも
つて、さらに卸賣業者から配給を受け
るというふうな仕組みでやつてゐるの
であります。私もとしてはこれが順調
に行われれば、從來のような弊害
はよほどなくなるものと期待いたして
おるのであります。なお生産の方面に
ついては、御承知の通り重要医薬品の
生産資材等を、全部厚生省として安本
から割当をもらひ、資材の割当をいた
してあります。資材の割当をしたもの
については、それから生産される医薬

品は、今申しました配給のルートに必
ず乗せるような措置をとつておりま
す。また新配給規則の滑り出しの程度
でございますので、あまり自信をもつ
たお答えはいたせませんけれども、従
来よりも相当うまくいくものと考えて
おるのであります。

○野本委員 次に無医村、無薬局村
の他のことについて、二、三伺ひし
たいと思ひます。提出していただいた
資料によりますと、全国において医者
のない町村が千七百五十三、薬局
のない町村が千二百八十三箇町村あ
る。これは日本の国民医療という立場
から見ますと、きわめて重大な問題で
あると思ふのであります。従つてこ
うした無医村、無薬局村をして、逐次完
全な医療あるいは投薬等の行われるよ
うな方向にもつていくことは、厚生行
政当局といたしましては絶対の責任で
あると私は思ふのであります。このよ
うなことにつきまじり、どういふ施策
を従来講ぜられておりますか、それと
も講じようとしておるか。それにつ
いて伺ひたいと思ひます。

○久下政府委員 主として問題の焦点
は、無医町村の問題の解決にあるかと
存じます。ここに無医町村と書いてあ
りますのは、いわゆる医者のない絶対
無医村を稱してゐるのであります。こ
中には医者はおりませんが、隣の町
にたくさん医者がおつて間に合ふよう
な所も、一應ここでは無医町村の中
にはいつておりましたし、さらに非常
に大きな村で、不便な所でも、一人医者が
おれば無医村でないという数字になつ
ておることを御了承の上でお読みを
いただきたいと思います。さらにまた相
対的に無医村と言つておりますが、医

者がおりましても今申したように不十
分である、あるいは診療所のみあつ
て、病院の設備のないところが相当あり
ます。これらの点も含めると、都市
を除きました地方の、いわゆる農村方
面の医療機関の普及は非常に不十分な
現状であります。この問題につきまし
ては、実はかねていろ／＼と施策が行
われておつたのでございまして、数年
前には國庫から建設費及び経常費の補
助金を出しまして、無医村に診療所を
都道府県をして建設させるといふ方策
がとられました。数百の無医村に診療
所ができたのであります。しかしなが
らこれは結果において失敗をいたしま
した。と申しますのは、かんじんの医
者がその地方にいつてくれないので
あります。これらの点は、そのときに
はその建設をいたしますと同時に、奨
学金制度を設けまして、貸費制度にし
て、困窮している学生に学費を貸し興
えまして、これらの者に無医村に行つ
ていただくことを期待してやりました
が、卒業してみますと、なか／＼ここ
らの希望する所に行つてくれないこと
もあつたりして、いろ／＼な点から、
施策としてあまりかんばしい成果をあ
げなかつたのでございまして、今回医療
法案というものを準備いたしておりま
して、それによつて今申し上げました
絶対無医村はもちろんのこと、相対無
医地域に対しまして、病院、診療所
を公の機関として整備させるようにし
たいという考え方を法案の中に織り込
んであるのであります。政府からでき
るだけの助成をいたしましてやりた
いと思つております。これが實際的な現
れといたしましては、無医村にばつ
と診療所をつくるという考え方でなし

に、その根拠となる中央の病院、郡中
心なり、縣中心なりの病院と常に実質
的な連絡のある方法によりまして、そ
の出張所のようなつこうで無医村に
診療所をつくることは、將來人の交流
なり何なりに非常にぐあいがよい。さ
ような方法で、從來やりました單純な
無医村の診療所の開設と異りました
有機的な医療制度の考えをやらうとし
ておるのであります。

それから薬局につきましては、今申
し上げたような面が解消すれば、國民
の医療の面においては大体よろしいと
思ひますが、しかしまた薬局の普及及
びということも一面において必要である
と思ひます。ただこの表で御覽をいた
しますように、薬剤師の数が非常にま
だ少ない。医師の数に比較いたします
と、半数にも足りない程度の非常に少
い数字でございます。それらの点か
ら、今病院、診療所について申し上げ
ましたような施策をかりにとりまし
ても、そういう面から必ずしもその薬局
の不足というものは解消しないと思
ひます。むしろ今日のわが國の状態にお
きましては、薬局の増加のためには、
薬剤師の養成をもつとやらなければい
かぬというふうな結論になると考へて
おるのであります。文部省あたりと
も十分連絡してやりたいと思つてお
るのであります。

○野本委員 次に医師の問題でありま
すが、御提出いただきました資料によ
りますと、昭和二十二年から昭和二十
五年の三月までに医学校を卒業いたし
ます者の数は二万二千五百七十九
—三万三千名近くであります。現在登録
されております医師の数が六万七千九
百八十九人でありまして、両方を合

わせまして約十万になるのでありま
す。そこで私が問題として考へますの
は、現在におきましても医師の数が相
当多過ぎて、いわゆる医者が成り立つて
いかないというふうな状況になつてお
りますときに、さらにこれに多数の医
者が加わりまして、十万の医師が日本
の國民の医療に當るといふことになり
ますと、一人で大體八百人程度しか相
手にすることができないこととなる。

この事柄は將來の日本の医療をどう
いふ方向にもつていくかといふことにつ
きまして、基本的な問題として考へな
ければならぬと思ふのであります。当
局におきましては、これらの問題につ
いてどのように考へになつておられ
るか、お考へがありましたら伺ひたい
と思ひます。

○久下政府委員 御指摘の点は、私
もいたしまして非常に心配をして
おる点でございます。この数字で見ま
すと、御指摘のように、千万にはな
らないと思ひますが、約八万を突破する
数字になると思ひます。その辺のこ
ろで私もいたしましては一兩年
前からいろいろ対策を考へておるので
あります。わが國の医師数は、人口千
百ぐらいに対して一人ずつ医者がいる
というふうな事態が来るのでございま
す。この問題は、一口に申しまして、
実はこれは非常な数字でございます。し
て、八万数千の医師のうち約一割五分
を実際診療に従事しない方面の医者、
つまり官吏でございますとか、あるいは
は研究所とか、学校とかいふような方
面に働く診療に従事しない医者と見て
の数字が、人口千百について一人ぐ
らいの医師数になるのでございます。こ
の点は多少仮定いたしておるのであり

○久下政府委員 御指摘の点は、私
もいたしまして非常に心配をして
おる点でございます。この数字で見ま
すと、御指摘のように、千万にはな
らないと思ひますが、約八万を突破する
数字になると思ひます。その辺のこ
ろで私もいたしましては一兩年
前からいろいろ対策を考へておるので
あります。わが國の医師数は、人口千
百ぐらいに対して一人ずつ医者がいる
というふうな事態が来るのでございま
す。この問題は、一口に申しまして、
実はこれは非常な数字でございます。し
て、八万数千の医師のうち約一割五分
を実際診療に従事しない方面の医者、
つまり官吏でございますとか、あるいは
は研究所とか、学校とかいふような方
面に働く診療に従事しない医者と見て
の数字が、人口千百について一人ぐ
らいの医師数になるのでございます。こ
の点は多少仮定いたしておるのであり

ますが、私どもの考えをいたしましては、そうした多数の医師に対しまして、まず第一に、これを処理いたしますために、診療に従事しない公衆衛生、予防衛生の方面に働いてもらう医師の数を、現状から見ますと約三倍に増やすという数字になるのであります。一方におきまして、その他のものが診療に従事するものとしたしますと、今申しましたように人口千百について一人という数字になるのであります。かつての数字で申し上げますと、東京におきまして、昭和十二、三年のころに人口七、八百に一人ぐらいの医師数になりましたときに、医師過剰で非常に困つて、いろいろな議論が出たこともあるようであります。都市、農村おしなべて人口千百に一人という医師者が、はたして消化できかどうかということを実は非常に心配いたしておるのであります。しかしながらこれはすでに戦時中におきまして、非常に多数の医学専門学校をつくつて收容し、教育をいたしております以上、必然的に出てくる医師数でありまして、私どももいたしましては、この八万数千という医師数は、いかんともいたしがたい数なのであります。その対策をいたしましては、今申しましたようにまず一方におきまして、診療に従事しない予防衛生方面に、あるいは研究方面に働いていただく医師を数多くにしてみらうように十分努力をいたしますとともに、当面におきましては新しい医師の養成を少くするようにということを、一昨年あたりから文部省といろ／＼折衝をいたしておるのであります。いろいろな事情から急激に実現も困難ではありますけれども、一年に六、七千か

ら多いのは一万ぐらいの卒業者が出る予定でありますのを、多数の学校を廃止したりしてもらひまして、おむね現在、毎年三千名前後の医学学校の卒業者が出る程度にまで抑制してもらひことに話が大体ついておるのであります。さようなことで多少不徹底なきらいもございませけれども、私の方ではできるだけの方策を講じておるつもりであります。なお今後ともこの問題は眞剣に考えていきたいと思ひます。

○野本委員 大体私のお伺ひいたしましたことは以上であります。最後に附け加えて申し上げておきます。多勢の方から申し述べられました薬剤師免許証の更新の問題、薬局の登録更新の問題等は、私は前の方々と同じ意見をもつておるばかりであります。これで私の質問を終ります。

○田中委員長代理 では本日はこれをもつて散会いたします。次の日程は公報をもつてお知らせすることにいたします。

午後三時五十二分散会